⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　［略］

［削る。］

ｂ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

⑿　重要な契約等

［ａ～ｇ　略］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［略］

［⒀～⒇　略］

⒇　経理の状況

ａ　中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⒇において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間連結財務諸表及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

ｂ　［略］

ｃ　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｄ　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［ｅ・ｆ　略］

㉕　中間連結財務諸表

ａ　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合

⑾　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

ｃ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａ及びｂに準じて記載すること。

⑿　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の２又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［同左］

［⒀～⒇　同左］

⒇　［同左］

ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⒇において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｄ　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ・ｆ　同左］

㉕　［同左］

ａ　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合